

資料編

1 用語解説

あ 行

アイデアソン

岡崎市独自の取組で、官民学の枠を越えて価値観や背景の異なるメンバーで地域における課題について柔軟な解決や新たなつながりによる取組の創出につなげることを目的としたワークショップのこと。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期間ひきこもり状態にあるなどで、必要な支援が届いていない人に対して、訪問支援などを実施すること。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の略称。2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす 17 のゴール・169 のターゲットから構成される国際目標。

NPO法人

非営利組織を意味し、ボランティア団体など、営利を目的としない民間の団体をいう。

岡崎幸田いえやすネットワーク

医療・介護・保健・福祉などに関わる多職種が、情報を共有しチームとなって在宅医療や在宅介護を提供することを目的として運営される電子連絡帳のこと。

か 行

介護保険

40歳以上の人全員が被保険者（加入者）となり保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割）を負担して介護サービスを利用する制度。

学区（地区）福祉委員会

総代会、民生委員児童委員・主任児童委員、老人クラブ等の各種組織や学区住民の中から地域福祉に関心のある人に委員になっていただき、広報誌の発行、見守り活動、いきいきクラブ等、学区単位で地域福祉活動を行うことを目的とした地域コミュニティ型の市民活動団体。

基本型

重層的支援体制整備事業の実施体制の類型のひとつ。単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。その他、複数分野における既存の各事業の委託を受けて集約し支援を実施する総合型と地域住民に身近な場所などで相談などに応じる地域型がある。

協働

市民、市民活動団体、行政など複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

協同組合

農林漁業者・中小商工業者、または消費者などが、その事業や生活の改善を図るために、協同して経済活動などを行う組織。

権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者などに代わって、援助者がその権利やニーズ獲得を行うこと。

コミュニティ

住民が共同体意識を持って、生活を営む一定の地域及び近隣社会のこと。

コミュニティソーシャルワーカー

地域のつながりや人間関係など、支援を必要とする人を取り巻く環境に配慮し、支援に結びつけるパイプ役として、専門的知識を活かして活動する人のこと。

災害時避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のこと。具体的には、高齢者、障がい者などがあげられる。

災害ボランティア支援センター

災害発生時に市と社会福祉協議会が協力し、被災者・被災者支援のためのボランティア活動を迅速かつ効果的に行うため、ボランティア活動希望者やボランティア派遣希望者などのコーディネート（調整）機能を発揮すべく、社会福祉協議会が中心となり、関係機関の協力を得て運営する。

サロン活動

ひきこもりや孤立を防止することを目的に、住み慣れた地域で誰でも気軽に集まれる場所を提供して顔の見える関係づくりを行う地域福祉活動。

参加支援事業

本人や世帯、社会とのつながりの確保や参加を支援し、継続的なかわりの接点を確保する機能。社会参加・就労支援、居住支援など本人や世帯の状況により多岐にわたる。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。略して「社協」と呼ばれる。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進等を図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。「社会福祉の基礎構造改革」に基づいて、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正された。

重層的支援会議

多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。

就労支援コーディネーター

地域のサービス提供者（介護サービス事業所や地域集いの場など）や就労的活動の場を提供できる民間企業・団体とのマッチングを行い、高齢者の特性や希望に合った活動をコーディネートし、高齢者の社会参加を促進する人のこと。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援などサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。活動圏域として第1層（市町村全域）、第2層（小学校区や日常生活圏域）がある。

成年後見制度

認知症や障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約を行うとき、不利益が生じることがないように家庭裁判所が選任した「成年後見人」などが本人の権利や財産などを保護し支援する制度。

世代間交流

異なる世代の人が同じ場所に集い、自分たちの持っている能力や技術、経験を活かして交流することによって、他の世代とのふれあいやそこでの学びを通じ、地域コミュニティの再構築を図ること。

総合計画

市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画から構成されている。市の施策や事業は、総合計画に基づいて進められている。

相談支援包括化推進員

複合化・複雑化した課題に対応するため、各制度の相談支援機関の総合的なコーディネートや支援のプラン作成を行う人のこと。その他相談者などの自立を支援するうえで必要な支援の実施を行う。

た 行

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整理とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存のサービスのシステム化などを目的に実施する。

地域包括ケアシステム

高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備をめざしたシステムのこと。

地域包括支援センター

地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的・継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。

地縁型組織

学区福祉委員会や町内会、老人クラブなどの地域コミュニティ型活動団体のこと。また、ボランティア団体などの特定の目的をもって活動する団体はテーマ型組織という。

な 行

ニート

15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない人のこと。

日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業のこと。

認知症

何らかの原因で脳の正常な機能が衰えることによって、だんだんと理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出てくる状態。

ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会をめざすという理念のこと。

は 行

バリアフリー

高齢者や障がい者の生活行動に障がいとなるものを排除した環境のこと。

フードドライブ

各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

フードパントリー

食料支援が必要な時に、誰でも食料が受け取れる場所（活動）のこと。

ふくサポ会議

岡崎市で取り扱う支援会議の名称。社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討などが可能となる。

福祉教育

福祉をテーマに自尊感情や命を大切にすることを学び、「共に生きる力」を育むとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としている。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障がい者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を、一時的に受入れる避難所のこと。市が指定する段差の解消などのバリアフリー化された福祉施設などがある。

保護司会

犯罪や非行をした人が、地域社会に戻り、社会の一員として生きていく更生保護を行う保護司からなる組織。保護司法の規定に基づき、都道府県の区域を分けて定められた保護区のいずれかに所属して、保護区ごと組織される地域コミュニティ型の活動団体。

ボランティアセンター

社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する方を登録し、ボランティアを必要とする方とのコーディネートなどを行う。

ま 行

見守り活動

常時の支援が必要ない高齢者などについて、訪問などを通して生活異変を早期に発見し、必要な支援につなげるための活動のこと。

民生委員児童委員・主任児童委員

地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへの訪問・相談など、住民が安心して暮らせるよう支援を行う人のこと。厚生労働大臣から委嘱を受けている。

や 行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

2 計画の策定経過

年 度	項 目	概 要
平成 29 年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（7月7日）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（9月19日） 第2回（12月19日） 第3回（3月29日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	17 学区実施
平成 30 年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（7月12日）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（7月30日） 第2回（11月16日） 第3回（3月8日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	17 学区実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内5団体に対して実施
令和元年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（7月12日）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（9月12日） 第2回（12月23日） 第3回（3月13日） ※第3回は延期、令和2年6月に書面開催
	福祉座談会（ミソ端会議）	22 学区実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内6団体に対して実施
令和2年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（8月5日） 第2回（1月21日） 第3回（3月15日） ※第2回は書面開催
	岡崎市地域福祉計画策定のための 市民アンケート調査	岡崎市在住の18歳以上の方3,000人を 無作為抽出（回収率49.2%）
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（9月7日） 第2回（12月14日） 第3回（3月25日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	46 学区（地区）実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内6団体に対して実施
令和3年度	岡崎市地域福祉計画推進委員会	第1回（8月25日） 第2回（10月22日） 第3回（2月18日） ※第3回は書面開催
	岡崎市地域福祉計画事業検討部会	第1回（10月6日） 第2回（12月13日） 第3回（3月25日）
	福祉座談会（ミソ端会議）	46 学区（地区）実施
	福祉団体ヒアリング	岡崎市内3団体に対して実施
	パブリックコメント	12月7日～1月7日にかけて実施 受付意見1件
	議会報告 計画の策定	3月実施

3 岡崎市地域福祉計画推進委員会委員名簿

役 職	区 分	氏 名	備 考
委員長	学識経験者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校
委員	学識経験者	野尻 紀恵	日本福祉大学
委員	保健・医療関係団体	大堀 久	岡崎市医師会
委員	市民活動団体	長坂 秀志	岡崎市総代会連絡協議会
委員	市民活動団体	水野 達	岡崎市学区社会教育委員長連絡協議会
委員	市民活動団体	前田 晋作	一般社団法人岡崎青年会議所
委員	福祉関係団体	長坂 宏	岡崎市学区福祉委員会連絡協議会
委員	福祉関係団体	茂刈 稔	岡崎市民生委員児童委員協議会
委員	福祉関係団体	加賀 時男	特定非営利活動法人 岡崎市障がい者福祉団体連合会
委員	福祉関係団体	木全 修平	岡崎市老人クラブ連合会
委員	福祉関係団体	蜂須賀 博英	岡崎市ボランティア連絡協議会
委員	福祉関係事業者	鈴木 正博	岡崎市介護サービス事業者連絡協議会
委員	福祉関係事業者	杉山 直人	社会福祉法人愛恵協会
委員	福祉関係事業者	本田 康英	岡崎市保育園連絡協議会
委員	市民代表	加藤 勝彦	公募委員
委員	市民代表	檀 広実	公募委員

4 岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岡崎市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第2条 推進委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第3条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事業検討部会）

第4条 委員長が必要と認める場合は、委員長が指名する委員並びに市民及び地域福祉関係者をもって構成する合議体（以下「事業検討部会」という。）で、推進委員会の所掌事務について調査検討することができる。

2 前項の場合において、委員長が事業検討部会を指揮監督する委員（以下「部会長」という。）を指名する。

3 部会長は、事業検討部会の調査検討内容を直近の推進委員会で報告するものとする。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、福祉部ふくし相談課及び社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱の廃止）

2 岡崎市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成20年3月13日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 岡崎市地域福祉計画事業検討部会員名簿

役 職	氏 名	備 考
部会長	野尻 紀恵	日本福祉大学
委員	加藤 勝己	学区防災防犯協会
委員	今泉 務	岡崎市老人クラブ連合会
委員	加納 寛樹	岡崎市子ども会育成者連絡協議会
委員	茂刈 稔	岡崎市民生委員児童委員協議会
委員	天野 秀子	岡崎市学区福祉委員会連絡協議会
委員	大竹 巨秀	岡崎おやじの会
委員	小池 喜代美	NPO法人岡崎市障がい者福祉団体連合会
委員	伊藤 英樹	岡崎市介護サービス事業者連絡協議会
委員	原田 真典	一般社団法人岡崎青年会議所
委員	三矢 勝司	NPO法人岡崎まち育てセンター・りた
委員	森下 裕介	国際交流NGO V i v aおかざき！！
委員	鈴木 壽美	岡崎市ボランティア連絡協議会
委員	山口 百代	OHPおかざき
委員	小野塚 和子	サークル「あい・ゆう」
委員	猪飼 由美子	多世代型子育てひろば「和っ家」
委員	稲葉 ひより	岡崎女子大学
委員	鈴木 海羽	岡崎女子大学
委員	杉 優奈	愛知学泉大学
委員	伊藤 裕貴	愛知学泉大学

6 岡崎市地域福祉計画事業検討部会運営規程

（設置）

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を図るため設置された岡崎市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置要綱第4条に基づき、岡崎市地域福祉計画事業検討部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 部会は、次に掲げる事項について、調査・検討する。

- （1）計画の事業推進・評価に関すること。
- （2）計画の策定に関すること。
- （3）前2号に関するもののほか、推進委員会の委員長が特に必要と認めた事項

（組織）

第3条 部会は、20人以内で組織する。

2 部会員は、各号に掲げる者のうちから推進委員会の委員長が委嘱する。

- （1）委員
- （2）市民
- （3）地域福祉関係者

（任期）

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、部会員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 部会員は再任することができる。

（部会長及び副部会長）

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 副部会長は、部会員の互選による。

3 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けた時は、その職務を代理する。

（会議）

第6条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会員の過半数の出席がなければこれを開催することができない。

3 部会長は、必要があると認める時は、部会員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、福祉部ふくし相談課及び社会福祉協議会において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第４次岡崎市地域福祉計画

－施策編－

発行：岡崎市／社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会
編集：岡崎市 福祉部 ふくし相談課

〒444-8601

愛知県岡崎市十王町２丁目９番地

電話 ０５６４-２３-６７７４

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会

〒444-0802

愛知県岡崎市美合町五本松 68 番地 12

社会福祉センター３階

電話 ０５６４-４７-８７５１

発行年月：令和４年３月
